

令和6年3月29日(金)

令和6年能登半島地震に係る金融機関等の対応

令和6年能登半島地震を受けて、金融機関等では以下のような対応をとっております。

	対応	内容	
1	預金の払戻し時の柔軟な取扱い等	各金融機関が、通帳等紛失時の預金払い戻しに係る本人確認の便宜扱いや定期預金等の期限前払戻し等に応じるための態勢を整備。	1月2日
2	被災者の信用情報について特別措置を実施	(株)日本信用情報機構及び(株)シー・アイ・シーが以下の特別措置を実施 ①被災者が自己の信用情報の開示等を求める際の手数料を無料化 ②被災地域の居住者である旨を信用情報に追記し、貸金業者等に被災者への配慮を促す ③自然災害債務整理ガイドラインに基づき債務整理が行われた個人債務者の信用情報については、同ガイドラインに基づいて対応すること等を会員に周知	1月1日 <small>災害救助法の適用をもって実施</small>
3	保険料の払込、保険契約手続の猶予	保険料の払い込み及び保険契約の更新手続(継続)を猶予(最長6か月)。	1月3日
4	契約保険会社の照会制度のご案内	災害救助法が適用された地域で、家屋等の損壊等により保険会社との保険契約に関する手がかりを失った顧客に対する契約照会の受付について案内。	1月3日
5	銀行界としての被災者対応の徹底	全国銀行協会が「令和6年能登半島地震にかかる災害等への対応」を公表。 ・手形交換に関する特別措置 ・個人信用情報の取扱い ・「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」への対応	1月4日
6	被災者の信用情報について特別措置を実施	全国銀行個人信用情報センターが以下の特別措置を実施。 ①個人信用情報の取扱いについて ・今般の災害を起因とした貸出金の返済猶予等については、当センターへの登録内容と齟齬が生じないよう十分留意すること ・自然災害債務整理ガイドラインにもとづき債務整理が行われた個人債務者の個人信用情報については、同ガイドラインにもとづいて対応することなど ②被災者の本人開示手数料を無料化 など	1月4日

	対応	内容	
7	金融機関による相談対応	各金融機関では相談窓口を設置(休日対応含む)	1月4日
8	生命保険にかかる保険金の支払いの柔軟化	全ての生命保険会社において、今回の災害で被災された顧客との保険契約に対して、約款上の地震による免責条項等を適用せず、災害関係保険金・給付金を全額支払うことを決定(生保協会がプレスリリース)。	1月4日
9	貸金業者に対する被災者への適時、適切な対応の要請	日本貸金業協会が、貸金業者に対し、被災者からの相談対応等について、きめ細かい丁寧な対応を行うよう要請。	1月5日
10	被災上場企業の決算発表の延期容認等	東京証券取引所は上場会社に対し決算発表を45日以内に行うことを要請しているが、被災上場企業についてはこの期限にとらわれる必要がない旨等を全上場会社に通知。	1月5日
11	生命保険の契約者貸付利率の減免	一部の生命保険会社が、災害救助法の適用地域に居住する保険契約の契約者貸付(※)利率を減免(各生命保険会社がプレスリリース)。 ※ 契約者貸付:保険会社が保険契約者に対し、保険契約の解約返戻金の範囲内で貸付を実施する仕組み	1月5日以降 順次開始
12	生命保険会社による入院給付金等の特別取扱いや融資先からの相談対応	一部の生命保険会社が、被災地の事情等により直ちに入院できなかった被災者の入院給付金について、ケガをした日から入院を開始したものとする特別取扱いを実施。また、被災地の融資先(法人・個人)からの返済条件変更等の相談対応を実施。	1月5日以降 順次開始
13	義援金口座への振込みに係る手数料の無料化	全国銀行協会、地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、全国労働金庫協会、商工組合中央金庫、JAバンクが、特定の義援金口座への振込みに係る各団体の会員金融機関の間での手数料の無料化を決定。	1月5日以降 順次実施
14	銀行界としての被災者対応の徹底	全国銀行協会が、申し合わせ事項を取り決め、公表。 ・金融庁が要請した「金融上の措置」、「事業者等への資金繰り支援」、「犯収法施行規則の一部改正を踏まえた対応」の徹底 ・全国銀行個人信用情報センターが要請した「個人信用情報の取扱い等に関する対応」の徹底 ・義援金口座宛て振込手数料の無料扱い ・災害救助法の適用市町村以外の被災者についても自然災害対応債務整理ガイドラインの対象となり得る旨の周知など	1月12日

	対応	内容	
15	「不測の事態における預金の払出しに関する考え方」の再周知	全国銀行協会が、被災者の状況等を踏まえた預金の払出しの柔軟な対応について、「不測の事態における預金の払出しに関する考え方」(2022年5月16日公表)を再周知・公表。	1月15日
16	地震保険金の損害認定に係る「共同調査」の実施	<p>日本損害保険協会が、地震保険金の支払い迅速化のために、航空写真・衛星写真を用いた「共同調査」を実施することを公表。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同調査では、損害保険会社から派遣された要員で構成する「共同調査団」が、航空写真・衛星写真を用いて被災地域の状況を確認し、火災による「焼失」または津波による「流失」が認められる地域について、地域単位で「全損地域」「一部全損地域」を認定。 ・共同調査により、「全損地域」または「一部全損地域」に認定された地域に所在する建物は、現地調査を省略することで、保険金支払を迅速化。 ・共同調査の認定結果については、後日、日本損害保険協会のホームページに掲載。 	1月18日
17	義援金口座への振込みに係る硬貨取扱手数料の免除	全国銀行協会が、特定の義援金口座への振込みに際し、大量の硬貨を銀行窓口に持ち込んだ場合には、硬貨取扱手数料を免除する旨、公表。	1月25日
18	「能登半島地震復興支援ファンド」の設立、及び「能登産業復興相談センター」の開設(令和6年能登半島地震による被災事業者の二重債務問題対応)	<p>株式会社地域経済活性化支援機構(REVIC)及び独立行政法人中小企業基盤整備機構は、令和6年能登半島地震で被災した事業者の二重債務問題に対応するため、石川県や地域金融機関等と共同で「能登半島地震復興支援ファンド」を設立。</p> <p>これに伴い、4月1日に公益財団法人石川県産業創出支援機構内に「能登産業復興相談センター」が開設され、同日より、能登半島地震における被災事業者への復旧・復興に向けた資金繰り支援を始めとする各種相談対応を開始。</p>	3月29日